

**改正**

平成29年6月21日条例第14号

阿蘇市はな阿蘇美条例

阿蘇市はな阿蘇美条例（平成17年阿蘇市条例第159号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、阿蘇市はな阿蘇美（以下「はな阿蘇美」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

**第2条** はな阿蘇美は、本市の農業振興に資するとともに新たな産業興しと交流活動の拠点として、地域住民と都市住民が体験や知識及び情報の交換を通して、地域振興を図り、生活や文化を創造していくことを目的として設置する。

（名称及び位置）

**第3条** はな阿蘇美に、次の施設を置く。

名称	位置
アグリセンター	阿蘇市小里781番地
ローズガーデン	同上
観賞用ガラス温室	同上

（管理）

**第4条** はな阿蘇美は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運用に努めなければならない。

（業務）

**第5条** はな阿蘇美は、次に掲げる業務を行う。

- （1） 農業振興及び新たな産業興しに関する業務
- （2） 地域振興に関する業務
- （3） 生活や文化を創造していくことに関する業務
- （4） 前3号に掲げるほか、設置の目的を達成するために必要な業務

(休館日)

**第6条** はな阿蘇美の休館日は、12月から2月までの毎週火曜日とする。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定により休日とされる日に当たるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

**第7条** はな阿蘇美の開館時間は、次に掲げるとおりとする。

施設名	開館時間
アグリセンター	午前9時から午後8時まで
ローズガーデン	同上
観賞用ガラス温室	同上

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(使用の許可)

**第8条** はな阿蘇美の施設のうち、別表第1に掲げるアグリセンターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

**第9条** 前条第1項で使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を、前納しなければならない。

(使用料の減免)

**第10条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用のために使用するとき。
- (2) 地震、火災、水害等の災害救助のために使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(使用の制限)

**第11条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、はな阿蘇美の使用を許可しないことがで

きる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 施設、又は備品を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認めるとき。
- (4) 感染症疾患又はその他の病気で他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (5) その他管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

**第12条** 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取消し、若しくは変更し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例、又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 市長、又は関係係員の指示に従わなかったとき。
- (3) 第8条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請により許可を受けたとき。

(入場料)

**第13条** はな阿蘇美の施設のうち、ローズガーデン及び観賞用ガラス温室に入場しようとする者(以下「入場者」という。)は、別表第2に定める入場料を、前納しなければならない。

(入場料の不還付)

**第14条** 納付された入場料は、還付しないものとする。ただし、入場者の責めによらない事由により入場することができないときは、この限りでない。

(入場料の減免)

**第15条** 市長は、特別の事情があると認めるときは、入場料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(入場の制限)

**第16条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、入場を許可しないこと、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、又は備品を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 市長、又は関係係員の指示に従わなかったとき。
- (4) その他管理上支障があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

**第17条** はな阿蘇美の管理は、法第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりはな阿蘇美の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、はな阿蘇美の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定によりはな阿蘇美の管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条、第11条、第12条及び前条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定によりはな阿蘇美の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がはな阿蘇美の管理を行うこととされた期間前にされた第8条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定によりはな阿蘇美の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がはな阿蘇美の管理を行うこととされた期間前に第8条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

**第18条** 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 第5条各号に掲げる業務
- （2） 施設の使用の許可に関する業務
- （3） 施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- （4） 清掃等に関する業務
- （5） 前4号に掲げるもののほか、指定管理者が施設の管理上必要と認める業務

（利用料金）

**第19条** 第9条及び第13条の規定にかかわらず、はな阿蘇美の管理を指定管理者に行わせる場合は、前条各号に掲げる業務の他、当該指定管理者にはな阿蘇美の施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 利用料金の額は、第9条及び第13条に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

（損害賠償）

**第20条** 故意又は過失によりはな阿蘇美の施設又は設備等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

**第21条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の阿蘇市はな阿蘇美条例第4条の規定により管理を委託している阿蘇市はな阿蘇美の管理については、平成18年8月31日までの間は、なお従前の例による。

**附 則** (平成29年6月21日阿蘇市条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

**別表第1** (第8条関係)

アグリセンター	研修・実習室
	小グループ技術実習室
	豆腐体験室
	農産物直売所
	工房
	農産物加工試食室

**別表第2** (第9条、第13条関係)

アグリセンター

名称	金額	備考
研修・実習室	2,000円	金額は、日額とする。
小グループ技術実習室	1,000円	
豆腐体験室	1,000円	
農産物直売所	210,000円	金額は、月額とする。
工房	210,000円	
農産物加工試食室	420,000円	

ローズガーデン、観賞用ガラス温室

区分		金額	備考
一般 料金	大人	400円	小学生未満は無料とする。
	高校生	400円	
	小・中学生	200円	
団体 割引	大人	300円	小学生未満は無料とし、団体につ いては20人以上とする。
	高校生	300円	
	小・中学生	150円	

阿蘇市はな阿蘇美条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、阿蘇市はな阿蘇美条例（平成17年阿蘇市条例第159号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可)

**第2条** 条例第7条の規定により施設を使用しようとするものは、市長に対して使用許可申請書（様式第1号）を提出して、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があつたときは、審査を行い、相当と認めるときは、使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用料の減免)

**第3条** 条例第12条の規定により使用料の減免を受けようとするものは、使用料減免申請書（様式第3号）を提出して、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があつたときは、審査を行い、相当と認めるときは、使用料減免許可書（様式第4号）を交付するものとする。

(その他)

**第4条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前のはな阿蘇美の設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年阿蘇町規則第9号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

**様式 略**